

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	貸付けの決定		
根拠法令及び条項	那覇市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第5条及び第20条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙「那覇市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付審査基準」 のとおり		
審査基準 設定年月日	平成30年4月1日	審査基準 最終変更年月日	令和5年1月1日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	こどもみらい部 子育て応援課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

[別紙]

○那覇市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付審査基準（抜粋）

第2 貸付けにあたっての留意事項

1 申請者の取扱い

申請者の生活状況、生活歴、経験、意欲、健康等を十分調査し、当該貸付けを行うことが申請者の経済的自立の助成及び生活意欲の助長に効果的である場合であること。本貸付けは、民法上の金銭消費貸借契約であることから、借受人は勿論、連帯借受人、連帯保証人も償還の義務を負うものであり、償還の意志及び能力がないと認められる者は、貸付けの対象としない。

申請にあたっては、必要に応じて見積書等を添付させ、貸付限度額の範囲内において必要額を貸付けるものとする。

申請者が貸付けに関する調査（参考書類の提出等を含む。）、指導等に非協力的な場合は、貸付決定を保留すること。全く協力しない場合は、不承認とすること。

(1) 所得について

配偶者のない者で児童等を扶養するものに対する貸付けについては、特に経済的条件は定められていないが、母子家庭等の自立の助成と生活意欲の助長を図るという制度の主旨を広くゆきわたらせるためには、限りある資金を効果的に運用する必要があり、ひとりでも多くの母子家庭の母等が本制度を活用し、自立への道を歩むことができるように制度の運営を図る必要がある。従って、所得又は収入が一定額以上で経済状態が安定している者は、既に自立しているものと判断し、貸付けの対象から除外するものとする。ただし、災害、盗難、疾病、負傷、その他の理由により生活の状態が著しく窮迫していると認められる者についてはこの限りではない。

所得又は収入が一定額以上とは、次の各号に定めるとおりとする。

ア 配偶者のない者で児童等を扶養するもの及び現に扶養する子等のある寡婦については、前年（1月から5月までの間に申請があったものについては前々年。以下同じ。）の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額。

イ 寡婦のうち現に扶養する子等のない者及び40歳以上の配偶者のない女子については、前年の所得が政令第34条に定める額（203万6千円）。

ウ 所得額及び年金等の収入の審査にあたっては、申請者の所得を証明する書類及び年金証書等の写しを添付すること。所得を証明する書類等は、申請時において入手できる最新のものとする。

(2) 子又は子ども夫婦が生計中心者である場合の取扱い

ア 申請者と同一世帯に配偶者のある子（子ども夫婦）が同居している場合で、当該世帯の生計中心者が子又は子ども夫婦と認められる次の各号に該当する場合は、原則として貸付けの対象としない。

（ア）当該世帯の生計の大半がその子又はその配偶者によってまかなわれているとき。

（イ）自営業者にあつては、事業経営の中心がその子又はその配偶者によって営まれているとき。

（ウ）主要な資産の名義がその子又はその配偶者になっているとき。

イ 未婚の子が同一世帯内におり、相応の就労収入を得ている場合は原則として貸付けの対象としない。

ウ 子が別居していても、生計の大部分が子に依存している場合は、原則として貸付けの対象としない。

（3）申請者が高齢の場合の取扱い

申請者の年齢が65歳以上の場合は、老齢基礎年金の受給期間に入っていることもあり、原則として貸付けの対象としない。ただし、連帯借受人が確実に償還すると見込まれる場合はこの限りではない。

（4）多くの負債を抱える者の取扱い

ア 申請中の貸付金を含む全ての借入金の返済額が月収の25%を超える場合は、原則として貸付けの対象としない。

ただし、連帯借受人が確実に償還すると見込まれる場合はこの限りではない。

本資金以外の借入状況は、申請書記載内容、その借入申込書の写しや返済計画書等により確認すること。

イ 本制度及び他制度の貸付金の返済に滞納のある者、租税又は公共料金等の滞納のある者は、貸付けの対象としない。

ウ 破産申立て中の者は、貸付けの対象としない。

エ 破産宣告を受けたことのある者は、現在の経済状況を十分調査の上、貸付決定すること。

オ すべての資金の貸付申請書に申請人及び連帯保証人の所得証明書（市町村長が発行する最新のもの）並びに納税証明書（完納証明書）を添付する。

（5）目的外使用の虞のある者の取扱い

資金は使用目的に応じた貸付けをすべきであり、目的外に使用される虞がある場合は、貸付けの対象にならないものである。名目にかかわらず、他の借財の返済に充当するものについては、貸付けの対象としない。

（6）重複貸付の取扱い

重複貸付ができる場合は、次の各号に定めるとおりとする。重複貸付を行う場合は、累計債務が多額になる場合もあるので、償還能力を十分に検討するものとする。

ア 同種の資金での再貸付け

(ア) 修学資金、就学支度資金等を借り受けている者が、引き続き子どもの進学等のために同種の資金を必要とする場合

(イ) 修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金（子に係るものに限る。）を借り受けている者が、他の子どものために同種の資金を必要とする場合

(ウ) 生活安定のための生活資金を借り受けている者が、やむを得ない事情により更に同資金の貸付を申請してきた場合

(エ) 次のすべての要件に該当する場合

a 災害等を受けた場合又は当該世帯の自立更生を促進するため特に必要があると認められる場合

b 既貸付金の償還未済額と更に貸付けを受けようとする金額の合計が当該資金の貸付限度額以内であること

イ 他の資金との重複貸付

12種それぞれの使用目的が矛盾しなければ、償還能力の範囲内において重複貸付けを決定しても差し支えない。

(7) 事実と相違する申請の取扱い

申請内容に事実と相違する記載内容が含まれていると認められる場合は、貸付けの対象としない。

(8) 住所が不安定な者の取扱い

現在地に6ヶ月以上居住していることが、貸付けの要件である。転宅資金については、当該転宅前の居住地に6ヶ月以上居住していたことを要件とする。住民票の転宅年月日を確認すること。

(9) 外国人の場合の取扱い

次の要件のすべてに該当する者を貸付けの対象とする。

ア 外国人登録が行われていること。

イ 現在地に6ヶ月以上居住し、将来も永住する見込みであること。

ウ 償還能力が十分あり、確実な連帯保証人が得られること。

(10) 申請者が児童本人である場合の取扱い

民法第5条の規定により、未成年者が法律行為を行うときは、その法定代理人の同意を必要とするものであり、その同意が得られないものについては、貸付けの対象としない。また、法定代理人が連帯保証人の要件を満たしている場合は、その者を連帯保証人にあてることが望ましい。なお、民法第5条第1項に規定する法定代理人には、次の場合がある。

ア 親権者（民法第819条）

イ 民法839条第1項の規定により親権者の遺言で指定された未成年後見人

ウ 民法 840 条の規定により親族その他の利害関係人の請求により家庭裁判所で選任された後見人

当該同意者が当該児童の法定代理人であることの確認は、貸付申請書に添付された戸籍謄本により行うこと。

(11) 生活保護受給者の取扱い

生活保護法の被保護者であっても、その経済的自立と生活意欲の助長を図るという本制度の目的が達成されると判断されれば、貸付けの対象とすることができる。ただし、償還計画、償還能力の検討を十分行うこと。

なお、調査書の作成にあたり、当該世帯の経済的自立及び償還見通し等について、担当ケースワーカーの意見書を徴すること。

(12) その他留意事項

申請者が現在の収入で十分生活可能であり、本制度を利用するまでもなく必要な費用についてまかなうことが可能と認められる場合、申請者が一般水準を超える資産を有し、その活用、処分等により必要な費用を捻出できる場合、一般金融機関からの融資を受けることに問題のない者が、単に償還金利の節約のために本資金を利用しようとする場合等は、貸付けの対象としない。

2 連帯借受人の取扱い

子どものための資金について、親等が借受人となる場合は、その子本人を連帯借受人とする。

連帯借受人は、次の要件を満たすこと。

(1) 就学、就労の意欲があること

申請者と同時に必ず面接を行い、就学、就労の意欲を確認すること（高等学校、高等専門学校、高等専修学校（高等課程）の修学資金及び就学支度資金の場合を除く）。申請者との同時面接が困難な場合は、放課後、夏休み等を利用し、後日面接を行うこと。

(2) 借受人と共に償還返済の義務があることを認識していること。

連帯借受人との面接時には、償還方法、金額等を十分に説明し、理解させること。

3 連帯保証人の取り扱い

(1) 親のための資金（結婚資金を含む。）

連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、政令で定める利率を加算するものとする。ただし、連帯保証人を立てない場合は借受人が連帯保証人としての保証能力を満たす場合に限る。

ア 人数

1名以上とすること。

イ 保証能力

収入額が生活保護基準額のおおむね 1.2 倍以上あること。収入額は、申請時において入手できる最新の証明書類等で確認するものとする。

(2) 子どものための資金

ア 人数

子が借受人となる場合は、原則として親を連帯保証人とし、親が保証能力を満たさない場合にあっては、親を連帯保証人としたうえで、他に保証能力を満たす連帯保証人を1名以上必要とする。親が借受人となる場合、当該親が連帯保証人としての保証能力を満たす場合に限り、連帯保証人を立てないことができる。

イ 保証能力

親が連帯保証人となる場合は、当該世帯が市町村民是所得割課税世帯であるか、収入額が生活保護基準額のおおむね 1.1 倍以上あること。親以外の者が連帯保証人となる場合は、収入額が生活保護基準額のおおむね 1.1 倍以上あること。収入額は、申請時において入手できる最新の証明書類等で確認するものとする。

(3) 共通事項

ア 連帯保証人の年齢は保証能力を勘案して、原則として償還完了時に 65 歳 以下であること。又、収入が年金収入だけの場合は、連帯保証人には不適である。

イ 制限能力者でないこと。未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人でないこと。

ウ 申請時現在、原則として定職に1年以上携わっていること。

エ 農業、自営業等に従事する者が連帯保証人となる場合、(1)イ又は(2)イに定める金額に満たないときは、他の保証能力を明示する書類を、収入を証明する書類等と併せて添付することができるものとする。

オ 原則として、申請者と同一生計に属する者でないこと。

ただし、(3)イ及び(1)イ又は(2)イに定める基準を満たす子等は連帯保証人とすることができる。

カ 原則として、県内に1年以上居住していること。

ただし、これが得られない場合は、県外に居住する親族を連帯保証人とすることができる。なお、親族で県外に居住する者については、常に住所確認ができることとする。

キ 原則として、三親等以内の親族であること。

やむを得ず知人等を連帯保証人にする場合は、単なる知人等を避け交流の状況を十分調査すること。借入れのためだけの連帯保証人には特に注意すること。なお、知人等について、県外に居住するものを連帯保証人とすることはできない。

ク 資金の貸付けを受けた者又は貸付けを受けようとする者が、他の借受人の連帯保証人（いわゆる相互保証）となる場合は、当該保証人が貸付金の償還開始後1年を経過し、滞納がないものであること。また、事業開始資金の貸付けにおいて、複数の母子家庭の母又は父子家庭の父が共同して起業する場合には、それぞれが他の者の保証人になることができる。

ケ 既に本制度の借受人の連帯保証人になっている場合、その借受人が償還金を滞納していないこと。

コ 資金の貸付けに関し利害関係者でないこと。

例：事業開始資金の貸付けを受けようとする場合で、店舗の譲渡人が連帯保証人となっている場合等は、連帯保証人として不適である。

サ 保証意志が確実であり、名目上の連帯保証人でないこと。特に、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金については連帯保証人に面接し、直接、保証の意志を確認すること。配偶者の同意が得られておらず、トラブルの原因となる場合もあるので、配偶者の同意が得られているかを確認すること。

シ 同一世帯で複数の貸付けを必要とする場合は、同一の連帯保証人を避け、原則としてそれぞれに異なる連帯保証人を立てるものとする。

ス 申請者、連帯借受人、連帯保証人が破産申し立て中、或いは債務整理中でないこと。

II 資金別基準

第1 事業開始資金と事業継続資金の共通事項

事業開始資金は、配偶者のない者又は母子・父子福祉団体が事業（例えば、洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については、政令で定める事業）を開始するに際して必要とする設備費、什器、機械、材料等の購入等を予定しているものである。

事業継続資金は、配偶者のない者又は母子・父子福祉団体が現に営んでいる事業を継続するために、商品、材料等をあらたに購入する等の必要がある場合、当該事業の活動を継続するために必要ないわゆる運転資金である。

両資金に共通した要件は下記のとおりである。

ただし、事業継続資金に関し、災害、盗難、その他やむを得ない事情があると認められる場合は、(2)については、この限りではない。

(1) 申請者が事業経営の主体であること。

(2) 事業計画が商工会議所、商工会等の中小企業診断士又は経営指導員等による経営診断又は経営指導を受けたものであり、適切な事業計画と認められるもの

であること。

(3) 本資金及び他の借入金に対する返済額は、おおむね営業収益の20%程度であり、当該借入金の返済に滞納がなく、かつ、償還計画に無理がないこと。

(4) 申請者が事業経営上十分な技術、経験（おおむね3年以上）を有していること。

(5) 許認可を必要とする事業は、許認可を受ける見通しがあり、不法営業となる恐れがないこと。（申請時に許認可申請書の写しを添付させる。また、資金請求の際に許認可証の写しを提出させる。）

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していないこと。暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(7) 当該事業について、沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年条例第11号）に反しない事業であること。

第2 資金別

1 事業開始資金

貸付けにあたっては以下の要件を満たすこと。

(1) 適正な自己資金を有していること。必要経費総額が貸付限度額を超える場合は、当該事業の必要経費総額と本資金との差額が50%の額、又は必要経費総額の10%の額のいずれか高いほうの額以上の自己資金を有すること。必要経費総額が貸付限度額内である場合は、必要経費総額の10%以上の自己資金を有すること。

(2) 申請時において事業に着手していないこと。事業の着手は貸付決定後であること。

(3) 経営委譲、権利譲渡等の形態によって事業を開始する場合にあつては、当該店舗が3年以上安定して経営された実績があること。

2 事業継続資金

貸付けにあたっては以下の要件を満たすこと。

ただし、災害、盗難、その他やむを得ない事情があると認められる場合で、やむを得ない事情となる以前は健全な財務状況であった場合については、(2)及び(4)については、この限りではない。

(1) 事業開始資金貸付後3年を経過し、かつ、過去に償還金を滞納したことがないこと。

(2) 過去1年間の客観的資料による経営実績、所得状況等から経営が安定し、かつ、

償還計画に無理がないと判断できること。

(3) 再度、貸付けを行う場合は、過去に償還金を滞納したことがなく、かつ、前回の貸付後5年を経過していること。

(4) 本制度の事業開始資金の貸付けを受けることなく、既に事業を営んでいる者が、当該事業に要する資金として事業継続資金の貸付申請をする場合は、当該事業開始後3年以上経過していること。

3 修学資金

この資金は、配偶者のない者が現に扶養している児童が高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程、一般課程）、短期大学及び大学において修学するのに直接必要な授業料、書籍代、通学費等にあてることを予定している。なお、この資金は、配偶者のない者が現に扶養している児童本人及び父母のない児童に対しても貸付けができるものである。

貸付けにあたっては以下の事項に留意すること。

(1) 貸付開始月は、申請月（市町村受理月）以降とすること。

(2) 他の公的奨学金との重複貸付け

日本学生支援機構奨学金、生活福祉資金等の他の公的奨学金との重複貸付は、原則として認められない。ただし、当該資金の限度額から他の公的奨学金を差し引いた額の範囲内で貸付ける場合はこの限りでない。

(3) 在学証明書又は入学通知書の写しを添付すること。入学以前の申請においては合格証明書又は入学許可書の写しを提出させ、入学後、追って在学証明書を提出させるものとする。願書提出後、合否結果前にこの資金の貸付申請があった場合は、希望する教育機関へ提出した願書等の写しの提出により確認した上で審査を行い、合格証明書の提出により決定通知を交付する。

(4) 同一世帯で複数の貸付けを必要とする場合は、同一の連帯保証人を避け、原則としてそれぞれに異なる連帯保証人を立てるものとする。ただし、同一世帯の兄弟である児童それぞれが借受人となる場合は保証能力を勘案のうえ、親がそれぞれの連帯保証人となって差し支えない。

(5) 学校教育法第54条に規定する定時制の課程及び通信制の課程を履修する生徒、並びに同法第86条に規定する「夜間」及び「通信」による教育を受ける学生も貸付対象とする。ただし、就労収入等を考慮の上貸付けの必要性を十分に検討すること。当該学生が定職をもつ場合は、原則として貸付けの対象としない。

(6) 修業年限が1年のものは、高等課程又は専門であっても一般課程の取扱いとする。（専修学校）

(7) 貸付対象は、学校教育法に定める高校、大学等であるから、海外の大学等（留

学等)は貸付けの対象とならない。

(8) 予備校で修学している者は貸付けの対象としない。

(9) 特例加算制度(政令第7条第3号ただし書き)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学中の児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したことにより、それまで受給していた児童扶養手当、遺族年金、厚生年金の母子年金等の給付が受けられなくなった場合、貸付限度額に児童扶養手当の額を加算できる加算対象期間は、18歳に達する日以後最初の4月から、18歳に達する日以後の最初の3月31日当時の就学が終了する月までの間とする。なお、加算されるのは、当該手当・年金等の支給が受けられなくなった場合であり、18歳未満の弟妹があり、単に子の加算額が減額しただけである場合は対象外であること。

(10) 現に貸付中の児童が満20歳に達した後も引き続き貸し付けることができる。

(11) 現に貸付中の母子家庭の母又は父子家庭の父が死亡した場合、連帯借受人である児童を借受人として引き続き貸し付けることができる。

(12) 学業成績不良、怠学のための出席不足による留年期間は貸付対象としない。休学の場合と同じ取り扱いとすること。

4 技能習得資金

この資金は配偶者のない者が、自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な授業料、材料費等にあてるための資金である。「知識技能の習得」には、例えば和洋裁、タイプ編み物等の技術の習得、栄養士、保育士等になるための資格の取得等各般の場合を含み、又当該習得の場所も学校教育法に規定する各種学校または、各種の養成施設等のほか、個人家庭における教授等も含むものである。貸付けにあたっては以下の要件を満たすこと。

(1) 貸付けのできる期間は、知識技能を習得する期間中、5年を超えない範囲とする。

(2) 「技能(修得・就業)計画書」(第4号様式)、知識技能を習得することを目的とする施設の長の発行する在籍証明書、入学(入所)証明書の写しを添付すること。ただし、自動車運転免許の取得に係る資金については、取得に係る費用やカリキュラムがわかる資料を添付すること。

(3) 技能習得中に施設等から訓練手当等の支給を受けている場合は、貸付けの対象としない。

(4) 申請者の趣味等により知識及び技能の習得をしようとするときは、貸付けの対象としない(単なる「おけいこ事」等)。

(5) 技能習得を行う施設が各種学校の認可を受けていても、進学のための予備校等であるときは、貸付けの対象としない。

(6) 現在、就労中の者であっても、生計を安定させるために専門的知識技能の習得をしようとするときは、貸付けの対象とすることができる。

(7) 自動車運転免許の取得に係るものであって、単に通勤手段として自動車を用いることのみを目的で貸付申請したものについては、貸付の対象としない。

(8) 自動車運転免許の取得に係るものであって、会社等に勤務又は家業の手伝いをしている場合は、会社等の営業活動等に運転免許取得が必要であること。

(9) 自動車運転免許の取得に係るものであって、就職を予定している場合は、就職先または就職を希望する職種等に必要であること。

(10) 業種が社会的に見て妥当でないときは、貸付けの対象としない。

(11) 学業成績不良、怠学のための出席不足による留年期間は貸付対象としない。休学の場合と同じ取り扱いとすること。

5 修業資金

この資金は、配偶者のない者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を当該児童に習得させるのに必要な資金である。なお、この資金は、配偶者のない者が現に扶養している児童本人及び父母のない児童に対しても貸付けができるものである。

貸付けにあたっては以下の要件を満たすこと。

(1) 貸付けのできる期間は、知識技能を習得する期間中、5年を超えない範囲とする。

(2) 「技能（修得・就業）計画書」（第4号様式）、知識技能の習得に係る修業施設の長の発行する在籍証明書又は入学（入所）証明書の写しを添付すること。ただし、自動車運転免許の取得に係る資金については、取得に係る費用やカリキュラムがわかる資料を添付すること。

(3) 技能習得中に修業施設等から訓練手当等の支給を受けている場合は貸付けの対象としない。

(4) 申請者の趣味等により知識及び技能の習得をしようとするときは、貸付けの対象としない（単なる「おけいこ事」等）。

(5) 技能習得を行う施設が各種学校の認可を受けていても、進学のための予備校等であるときは、貸付けの対象としない。

(6) 自動車運転免許の取得に係るものであって、単に通勤手段として自動車を用いることのみを目的で貸付申請したものについては、貸付の対象としない。

(7) 自動車運転免許の取得に係るものであって、会社等に勤務又は家業の手伝いをしている場合は、会社等の営業活動等に運転免許取得が必要であること。

(8) 自動車運転免許の取得に係るものであって、就職を予定している場合は、就職

先または就職を希望する職種等に必要であること。ただし、高校等に在学中である場合で運転免許の取得が禁止されているときは貸付の対象としない。

(9) 業種が社会的に見て妥当でないときは、貸付けの対象としない。

(10) この資金の性格から見て、修学資金と共通する点が多く、その他の取り扱いは修学資金と同様とすること。

6 就職支度資金

この資金は、配偶者のない者又は配偶者のない者が扶養している児童が就職するに際して直接に必要な被服、履物等の購入費等にあてることを予定して貸付ける資金である。なお、この資金は、配偶者のない者が現に扶養している児童本人及び父母のいない児童に対しても貸付けができるものである。

貸付けにあたっては以下の要件を満たすこと。

(1) 「採用決定（見込）書」（第5号様式）又は就職が決定したことを証明する書類を添付すること。

(2) 寡婦等が扶養している子は、貸付けの対象とならない。寡婦が就職する場合は、貸付けの対象とすること。

(3) 通勤のために必要な自動車を購入する場合の貸付けは、交通機関の状況及び通勤形態（夜勤等）により自動車による通勤が必要な場合に限ること。単なる利便性のためのもは貸付けの対象としない。

(4) 購入する自動車の価格は、貸付限度額の3倍を越えないこと。

7 医療介護資金

この資金は、配偶者のない者若しくはその者の扶養する児童が医療を受けるために必要となる費用（その範囲は健康保健法による療養の給付の例による。以下「医療分」という。）又は配偶者のない者が介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する保険給付に係るサービスを受けるための資金（以下「介護分」という。）である。医療分の貸付けについては、その自己負担分及び次の経費にあてることを予定するものである。

・通院に要する必要最小限の交通費

・医師が必要と認めたあん摩、マッサージ、指圧等の施術を受けるのに要する費用
介護分の貸付けについては、その自己負担分（食事標準負担額及び介護保険料を含む。）にあてるものであること。ただし、償還払いとなる場合で一時的に立て替える経費にあてることは差し支えないこと。

貸付けにあたっては以下の要件を満たすこと。

(1) 医療分

ア 貸付対象となる疾病又は負傷は、当該疾病又は負傷について医療を受ける期間が

1年以内と見込まれるものとする。1年以上の長期療養を要する疾病又は負傷では、単なる資金援助に終わり、経済的自立と生活意欲の助長という本制度の目的を達成することが難しいため、原則として貸付けの対象としない。

イ 差額ベッド、電気代等は貸付けの対象とならないこと。

ウ 医療費計算書、医療費の請求及び当該医療が行われた期間を明らかにする医師又は歯科医師の証明書等を添付すること。

エ 貸付対象期間は、申請月の6カ月前まで遡及できるものとする。ただし、生活資金については、申請月からとする。

オ 寡婦等が扶養している子は、貸付けの対象としない。

カ 特別貸付けは、所得税非課税世帯又はこれと同程度の経済状態と認められる者に限ること。

キ 国、地方公共団体又は第三者から医療費の扶助等が行われるものについては貸付けの対象としない。

(2) 介護分

ア 貸付対象となる介護は、当該介護を受ける期間が要介護度の要支援、要介護1の人でおおむね1年以内と見込まれるものとする。なお、介護の期間については、(ア)の添付書類で判断すること。

イ 貸付申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 介護保険被保険者証、介護保険制度の認定調査票(概況調査)、主治医見書、居宅サービス計画書第1表、第2表、サービス担当者会議の要点第4表等の写し

(イ) 介護サービスの利用者負担額等にかかるもの。サービス利用票別表等の介護保険利用者に交付される書類で介護保険対象分の利用者負担額等が記載されたものの写し

(ウ) 償還払いとなる介護サービス費の立替えにかかるもの

居宅介護福祉用具購入費、高額介護サービス費等の支給申請書等の償還払いとなる介護サービス費の額が記載された書類及び当該費用にかかる見積書等の申請書等に記載された額が確認できる書類の写し。

ウ 市町村が介護保険法第175条に規定する保険福祉事業により、被保険者が利用する介護給付サービス等のための費用にかかる資金の貸付を行う場合など、他の貸付が可能な場合には、他の貸付を優先して適応する。

エ 介護保険法第50条、60条の規定により、利用料の1割負担の減免がなされる場合には、減免をしたうえで必要な貸付を行うものとする。ただし、減免の措置が、現金給付(償還払い)となる場合には、一時的に立替える経費として貸付できるものとする。

オ 介護保険法第142条の規定により、保険料の徴収の猶予や減免がなされる場合に

は、猶予や減免をしたうえで必要な貸付けを行うものとする。ただし、猶予や減免の措置が、現金給付（償還払い）となる場合には、一時的に立替える経費として貸付けできるものとする。

8 生活資金

この資金は、知識技能を習得している間又は医療若しくは介護を受けている配偶者のない者及び寡婦を当該知識技能の習得又は疾病等の療養等に専念させること、生活が不安定である配偶者のない者となつて間もない期間（7年未満）の生活を安定させること、さらに配偶者のない者及び寡婦が失業している期間中の生活の維持と再就職活動の促進を図ることを目的とし、これらの期間の生活費を補給及び養育費の取得に係る裁判等に要する費用にあてるための資金である。

貸付けにあたっての要件は以下のとおりとする。

(1) 生活不安定な期間が一時的でなく、恒常的に続き、この資金貸付期間終了直後において、経済的自立が見込めること。

(2) 借入金の返済、耐久消費財の購入等に充当しないこと。

(3) 配偶者のない者となつて間もない期間の生活を安定させることを目的として貸付ける場合（離婚直後の貸付）の要件は次のとおりとする。

ア 生活保護受給中でないこと。

イ 対象となる費用は、当面の生活に要する緊急的費用であること。

(4) 配偶者のない者の失業期間中（当該離職に係る日の翌日から起算して1年）における貸付の要件は次のとおりとする。

ア 離職し、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあること。

(5) 生活資金の目的別貸付期間等は次のとおりとする。

ア 離婚直後の貸付等

貸付期間 原則3ヶ月

再貸付 特別な事情がある場合の再貸付は2年を超えない範囲内であること

イ 失業期間中における貸付等

貸付期間 原則3ヶ月

再貸付 特別な事情がある場合の再貸付は失業期間中の1年を超えない範囲内であること

ウ 養育費の取得に係る裁判等に要する費用に係る貸付等

貸付期間 最長12ヶ月

貸付方法 一括貸付けをすることができる

9 住宅資金

この資金は、母子家庭、父子家庭又は寡婦が現に居住する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築をするのに必要な資金である。

- ・「補修」屋根、壁、柱、床等の建物の構造部分をおぎないつくろうのに要する費用
- ・「保全」住宅の安全を維持するために要する費用
- ・「改築」老朽化した住宅の全部又は一部を取りこわし、改めて住宅を建て直すために要する費用
- ・「増築」既存の建物の一部となるように、新たに建物を建築するために要する費用

補修、保全、改築及び増築を「補修等」という。

建設及び購入を「建設等」という。

貸付けにあたっては<共通><補修等><建設等>のそれぞれの区分に掲げられた要件を満たすこと。

<共通>

(1) この資金は、貸付額が高額になるのに対して償還財源となるべき新たな収入が期待できないので、工事の規模、償還の確実性、償還計画の適切性を十分検討すること。

(2) 銀行、開発金融公庫等から同種の借入金があるときは、当該借入金の返済に滞納がなく、かつ、償還計画に無理がない場合であること。この資金及び他の同種の借入金に対する償還月額が月収入の20%以内であること。

(3) 「住宅増築（改築・補修）計画書」（第6号様式）及び住宅増築（改築・補修）の平面図を添付すること。

(4) 業者の工事見積書等を添付すること。

(5) 申請時において工事に着工していない場合であること。工事の着工は緊急災害時を除き、貸付決定後であること。

(6) この資金は、本資金の性質から母子、父子又は寡婦自身が世帯主である世帯に適用すべきものであり、例えば寡婦の成人した子が社会通念上寡婦を扶養すべきものと見なされる場合は、原則として貸付けの対象としない。

<補修、保全、改築及び増築>

(1) 持家の場合は登記簿謄本の写し等所有を明らかにする書類を添付すること。

(2) 借家の補修の場合は賃貸借契約書及び家主の同意書を添付すること。

(3) 増改築等の範囲は、家屋本体のほか水道、電気、ガス設備、塀の補修等を含む。

(4) 物置、車庫、排水路の新設等は住宅の附属物であり、貸付けの対象としない。

(5) 住宅の「保全」には住宅本体の補修のほか、石垣の補修を行わなければ家屋の土台が危険であるような場合を含む。ただし、単なる美観向上のための補修は貸付け

の対象としない。

(6) 総工事費の20%以上の自己資金を保有していること。ただし、災害等により緊急を要する場合はこの限りではない。

(7) 総工事費が貸付限度額の5倍を越えるものは、貸付けの対象としない。

(8) 家賃を払っている借家は、当然、家主が家屋の補修義務を負うので原則として貸付けの対象としない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、地主及び家主の同意書を添付させることにより貸付けの対象とすることができる。

<建設及び購入>

(1) 住宅を建設し、又は購入する場合は、建築基準法等関係法令に合致する適法な住宅であり、かつ、良好な居住水準を有するものであること。

(2) 必ず申請者名義で登記が行われるものであること。(請求時に登記簿謄本等の写しを添付させる。)

(3) 他からの借入金を含めた詳細な返済計画書を提出させること。

(4) 総工事費の20%以上の自己資金を保有していること。なお、ここでいう自己資金とは、申請者本人の所有する現金、預貯金等に限るものとし、銀行その他からの借入金は含めないものとする。

10 転宅資金

この資金は、住宅の賃貸借契約により、入居の際条件として納入を要求される敷金、前家賃などの一時金にあてるための資金である。

貸付けにあたっては以下の要件を満たすこと。

(1) 転宅に伴う交通費、近隣との交際費、新旧住居の補修、整備費等は貸付けの対象としない。

(2) 住民票及び賃貸借契約書等の写しを添付すること。

(3) 転宅前の申請を原則とするが、必要に応じて転宅後1か月以内の申請を認めること。

(4) 転宅前の居住地に6ヶ月以上居住していたこと。

(5) 転居後の居住地が不安定になると認められるときは、貸付けの対象としない。

11 就学支度資金

この資金は、配偶者のない者が現に扶養する児童が就学、修業するに際して直接に必要なとする被服、履物等の購入費等に要する費用である。なお、この資金は、配偶者のない者が現に扶養している児童本人及び父母のない児童に対しても貸付けができるものである。貸付けにあたっては以下の要件を満たすこと。

(1) この資金は一時金であるが、児童の就学又は修業を容易ならしめるという資金

の性格上、取扱いは修学資金に準じる。申請期限は3月31日とする。ただし、やむを得ない理由が認められる場合は、この限りでない。

(2) 公立、私立を併願している場合等、この貸付けを先に合格発表があった学校等へのいわゆる「滑り止め」の捨て金にあてることはできないものであること。本当に当該校への入学を予定している場合にのみ貸付け対象とすること。

(3) 願書提出後、合否結果前にこの資金の貸付申請があった場合は、希望する教育機関へ提出した願書等の写しの提出により確認した上で審査を行い、合格証明書の提出により決定通知を交付する。

12 結婚資金

この資金は、配偶者のない者が扶養している児童（孫、曾孫等を含む。）が婚姻する際に必要とする挙式披露宴等のための経費、家具什器等の購入資金である。

貸付けにあたっては以下の要件を満たすこと。

(1) 結婚（予定）を証する書類を添付すること。

(2) この資金は他の資金と異なり、自立更正に絶対必要とする資金でないため、申請内容を十分調査の上、貸付決定すること。

(3) この資金は、結婚する児童の年齢、所得状況等の調査により自分で資金調達能力があると判断できる場合は、貸付けの対象としない。